



# まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

## ⑱平成20年4月から老人保健制度が 後期高齢者医療制度に変わります

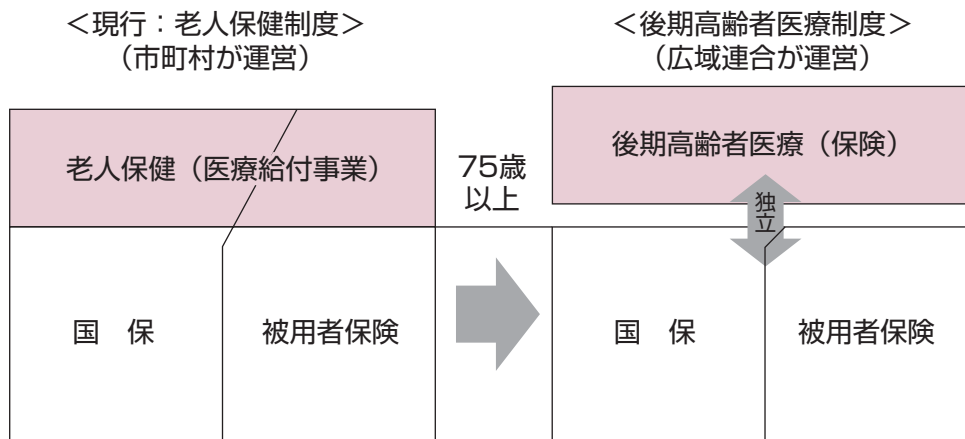
75歳以上のかた（一定以上の障害がある人は65歳以上）は、これまでは国民健康保険や被用者保険（政府管掌健康保険、共済組合など）に加入しながら、市町村が運営する老人保健制度により医療の給付を受けてきました。平成20年4月1日からは、後期高齢者医療制度に加入し、医療に関する給付を受けることになります。

後期高齢者医療制度は、岐阜県内のすべての市町村が参加し設立した「岐阜県後期高齢者医療広域連合」が保険料の算定や各種給付を行います。保険料の徴収や各種申請、届出の窓口は市町村となります。

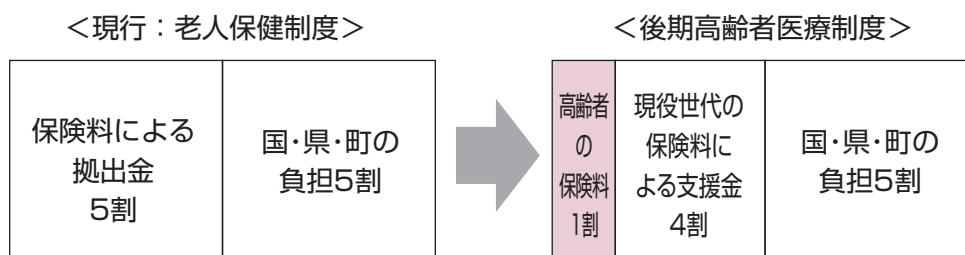
後期高齢者医療制度では、対象者すべてが保険料を納めることになりますので、これまで被扶養者となっていて自分で保険料を納めていなかった人も納めることになります。

医療機関などの窓口で支払う自己負担の割合は、現在の老人保健制度と同じく医療費の1割（現役並み所得者は3割）です。

### ■新たな医療制度の創設



### ■医療費の負担のしくみ



【問合せ先】 住民福祉部住民課 保険年金担当  
岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎387-6368